平成２６年（フ）第８６９号
京都市中京区衣棚通丸太町下る玉植町238番地　ＶＥＳＳＥＬ８―103号、前住所京都市西京区牛ヶ瀬奥ノ防町23番地　第２コーポ藤岡307号
債務者　小林　修介
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８７１号
京都市右京区太秦京ノ道町２番地２　ハイツ京ノ道６
債務者　岩﨑　春子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１７８号
兵庫県宝塚市末成町29番７―101号
債務者　小林久美子（旧姓村崎）
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２４６号
兵庫県高砂市阿弥陀町長尾265番地
債務者　長谷川　康
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２４７号
兵庫県高砂市阿弥陀町長尾265番地
債務者　長谷川静子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２９０号
兵庫県姫路市網干区垣内中町168番地　パルネット輝202号室
債務者　津田　美和
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３３５号
兵庫県高砂市伊保２―４―10―104、住民票上の住所兵庫県高砂市伊保１丁目７番37号
債務者　松本　好美
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第５３５号
広島市安佐南区川内２丁目28番22―304号
債務者　大田　佳枝（旧姓田原）
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５号
山口県長門市仙崎4145番地３　藤辰社宅
債務者　大深　弘美
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２６年（フ）第２２１号
愛媛県松山市北条辻390番地５　パールマンション１―１号
債務者　窪田　弥生
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２２号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井1426番地９
債務者　上野　美和
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２６号
愛媛県松山市河野中須賀336番地　県営中須賀団地06―36号
債務者　後藤　竜太
1　決定年月日時　平成26年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３２号
愛媛県松山市堀江町甲1409番地１　松山グランドハイツ101号
債務者　岡村　彌生
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４８号
愛媛県松山市千舟町２丁目３番地５　千舟第１マンション201号
債務者　一色美智子
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４０５号
福岡県遠賀郡水巻町高松７番106号
債務者　坂井　道子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４０２号
熊本県宇土市築籠町157番地３　コーポラス中岡201、前住所熊本県宇土市走潟町1084番地５
債務者　岩永　昭仁
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４０３号
熊本県宇土市築籠町157番地３　コーポラス中岡201、前住所熊本県宇土市走潟町1084番地５
債務者　岩永　　薫
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２４３号
大分県別府市大字北石垣908番地の４　尾形アパート１Ｆ
債務者　奥島　幸吉
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係